

令和2年 第2回定例会

(令和2年7月17日～7月31日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和2年第2回定例会会議録目次

第1号（7月17日）（金曜日）

1.	開 会	-----	6
1.	開 議	-----	6
1.	会議録署名議員の指名	-----	6
1.	諸般の報告	-----	6
1.	議会運営委員長の報告	-----	6
1.	会期及び会期日程の決定	-----	7
1.	議事日程の報告	-----	7
1.	議 事	-----	7
1.	報告第1号上程	-----	7
	報 告		
1.	議案第4号上程	-----	8
	提案理由説明・質疑・付託		
1.	議案第5号上程	-----	12
	提案理由説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	散 会	-----	13

第2号（7月31日）（金曜日）

1.	開 議	-----	18
1.	議事日程の報告	-----	18
1.	議 事	-----	18
1.	一般質問	-----	18
1.	質問順位1番 中嶋敏子議員	-----	18
	ごみ減量を実効あるものにするために		
	(1) 施設使用料の見直しの理由と今回の見直し額の根拠、見直しによる増収見込みの内訳とその総額		
	(2) 前回の見直しでどのような成果があったか。今回の見直しで何を期待しているか。		
	(3) 業種ごとの事業系ごみの実態調査を実施し、その結果を広域及び構成自治体の広報紙等で公表することについて		
	(4) 生ごみの減量について		
	(5) 今回の施設使用料の見直しによる事業所への影響に配慮し、また、ごみ減量をより実効あるものにするために、資源物と可燃物の搬出割合で契約料金に差（メリハリ）を付けるよう収集業者に指導、助言できないか。		
	(6) 他市からの搬入について		
1.	議案第4号上程	-----	29
	総務委員長報告・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	閉 会	-----	31

令和2年第2回定例会会期日程表

月 日	曜日	会 議	事 項	備 考
7月17日	金	本会議（第1日）	報告議案（提案理由説明・質疑） 条例議案（提案理由説明・質疑・付託） 令和2年度補正予算（提案理由説明・質疑・即決）	
7月18日	土	休会		
7月19日	日	休会		
7月20日	月	休会	※一般質問通告期限（正午）	
7月21日 ～ 7月30日	火 木	休会		
7月31日	金	本会議（第2日）	一般質問、条例議案（委員長報告・採決）	
※会期 7月17日から7月31日までの15日間				

令和2年第2回定例会議案

1. 議案

議案第4号 北薩広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 北薩広域行政事務組合補正予算（第1号）

2. その他

報告第1号 令和元年度北薩広域行政事務組合継続費繰越計算書の報告について

令和2年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会会議録第1号

令和2年7月17日（金曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 10名

1 番	川 上 洋 一 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	池 田 安 彦 議員
4 番	竹 原 信 一 議員
5 番	北御門 伸 彦 議員
6 番	二階堂 猛 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	道 上 正 己 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将

理 事 川 添 健

議会事務

書記長 畠 山 義 昭

次長 華 野 順 一

事務局

柿 木 彰	事務局長
松 崎 浩 幸	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長
中 村 孝 文	総務課技術主幹
濱 畑 信 一	総務課主幹兼庶務係長（議会事務併任）
山 下 陽 一	総務課施設整備係長
松 本 修 一	総務課介護認定審査係長
竹 林 純 哉	施設管理課環境センター管理係長
中 川 淳 一	施設管理課リサイクルセンター主幹兼管理係長
西 田 清 一	施設管理課衛生センター主幹兼管理係長
西 村 典 剛	総務課施設整備係主査（議会事務併任）

付議した事件

- 報告第 1 号 令和元年度北薩広域行政事務組合継続費繰越計算書の報告について
- 議案第 4 号 北薩広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 令和 2 年度北薩広域行政事務組合補正予算（第 1 号）

午前10時00分 開 会

《開 会》

(木下孝行議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達しております。これより、令和2年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会を開会いたします。

《開 議》

(木下孝行議長)

これより本日の会議を開きます。

《会議録署名議員の指名》

(木下孝行議長)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、6番、二階堂猛議員、7番、中嶋敏子議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(木下孝行議長)

諸般の報告を行います。

理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配付しております。

これで、諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(木下孝行議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【中嶋敏子議員】)

おはようございます。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。7月18日から7月30日までは、休会とします。7月31日は、本会議第2日の会議を開き、一般質問及び休会中審査事件の委員長報告の後、採決を行います。また、新たに議案等があったときは、この日に上程することといたします。

なお、一般質問の通告期限は、7月20日正午までとなります。質問される方は通告書に所定の事項を記載し提出されるようお願いいたします。

以上のことから、本定例会の会期は、本日から7月31日までの15日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。

議案の上程は、日程第3から日程第5まで、個別に上程いたします。日程第3の報告議案は提案理由説明の後、審議行います。日程第4の条例議案については、提案説明の後、議案に対する審議を行います。質疑の後、総務委員会に付託いたします。日程第5の補正予算議案については、委員会付託を省略し即決の取扱いとします。

皆さまの御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

《会期及び会期日程の決定》

(木下孝行議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月31日までの15日間とし、会期日程については、配付してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第3 報告第1号 上程》

(木下孝行議長)

日程第3、報告第1号、令和元年度北薩広域行政事務組合継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明及び報告を求めます。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。まず初めに今回の大雨により県内外で大変な被害が出ております。熊本県を中心に大きな災害になりましたけれども、お亡くなりになられた皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、被災され方々にお見舞い申し上げ、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます。

ただいま上程されました、令和元年度北薩広域行政事務組合継続費繰越計算書の報告について、説明します。

継続費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、議会へ報告するものです。

次のページの継続費繰越計算書を御覧ください。

新焼却処理施設整備事業に係る継続費総額は、平成30年度補正予算第2号で平成28年度

から令和2年度までの5か年分9億4,100万円で組合議会の議決をいただき、現在、執行しているところです。

令和元年度の年割額である継続費予算計上額は、4億2,883万円であり、前年度からの通次繰越額2億2,055万8,880円を加えた、合計4億3,938万8,880円が令和元年度継続費予算現額となります。

支出済額は、3億6,444万3,967円で、その内訳は委託料、工事請負費及び負担金となります。委託料については、最終処分場やごみ処理施設建設工事の施工監理業務委託などで4,932万2,400円、工事請負費が、ごみ処理施設及び最終処分場の建設工事などで3億2,495万5,080円、負担金が、売電に伴う九州電力への系統連結工事負担金3,216万6,487円となります。

令和元年度継続費予算現額から支出済額を差し引いた1億2,294万4,913円が残額となり、翌年度へ通次繰越額として繰り越したものです。

以上、御報告いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

報告が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これで、報告第1号については、終了いたします。

《日程第4 議案第4号 上程》

(木下孝行議長)

日程第4、議案第4号、北薩広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、北薩広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明します。

今回の改正は、新しい一般廃棄物処理施設の整備に伴う施設の位置及び可燃ごみ・不燃ごみの料金を変更しようとするものです。

まず、施設の位置の変更についてですが、じんかい処理施設については、現施設から新施設の所在地に変更し、最終処分場については、環境省令で定める廃止基準を満たすまで現在の施設を引き続き管理する必要があることから、新施設の所在地を追加するものです。

次に、可燃ごみ・不燃ごみの料金の改正についてですが、現在の料金は、平成27年度に設置した「ごみ処理等使用料見直し検討委員会」の提言を受け、平成29年4月から100キログラム当たり税別の300円としています。当時の検討委員会からは、今後については、概ね

5年ごとに検証・見直しが必要であること。新焼却処理施設稼働時は、新しい施設に見合った使用料に改定することも、併せて提言があったことから、令和元年10月に使用料見直しの検討委員会を新たに設置したところです。3回にわたる審議の結果、本年1月に報告書が提出され、可燃ごみ・不燃ごみの料金については見直すものとし、三つの案が提示されました。第1案は、生活系ごみ及び事業系ごみとも10キログラム当たり60円とする。第2案は、生活系ごみは現在の料金と同じ100キログラム当たり300円とし、事業系ごみを10キログラム当たり60円とする。第3案は、生活系ごみは現在と同額とし、事業系ごみを100キログラム当たり600円とするものでした。また、資源ごみ及びし尿処理の料金は、現行のまま据え置くことが適当である旨の提言を受けたところです。

料金の改定は、住民や事業者の方々へ直接影響を及ぼすものですが、今回の見直しにより、住民が処理費用を意識し費用負担を軽減しようとする動機付け、インセンティブが生まれ、ごみの分別促進や資源の再生利用の促進が期待されること、受益者負担の原則に基づき、排出量に応じた費用負担の公平化が図られること、周辺自治体の使用料との均衡をとることで、構成市町外のごみ搬入防止が図られること、事業者の自己負担責任によるごみ処理が図られること、また、個人で持ち込む生活系ごみの搬入状況が、100キログラム以下の少量持ち込みが多い現状等を踏まえ、第1案の10キログラム当たり税別60円と改正しようとするものです。

なお、リサイクルセンターの資源ごみの料金については、ごみの発生抑制及び適正な資源化の推進を引き続き図る必要があることから、現行のまま据え置くものとし、し尿処理の料金についても、これまで個人等からの直接搬入の実績がないことから現行のまま据え置くものとなりました。

附則ですが、この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

ただし、最終処分場の位置を追加する規定は、現在の最終処分場に一時保管している計画容量超過分を新最終処分場に移設する必要があることから、公布の日から施行するものです。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(竹原信一議員)

可燃ごみ、不燃ごみを計量する機械がありますよね。あれの精度はどれぐらいなのでしょう。キロとかグラムとかどの程度まで量れるようになっているか教えてください。

(椎木伸一理事長)

可燃ごみ、不燃ごみの計量する機械の精度についてのご質問であります。事務局の方から答弁させます。

(桐原祐吉施設管理課長)

新しい施設は30トンまで量れます。ひとメモリは10キロ単位でございます。

(中嶋敏子議員)

今回の見直しは、ごみ減量推進協議会などでも引き上げないと推進協議会がいくら努力をしても無駄ではないかという意見などもあってですね、とりあえず先ほど理事長の説明にあったように1,500円を3,000円に引き上げて、6,000円に引き上げられるわけですね。一定の努力は評価をいたしますが、理事長が提案の中でおっしゃった、処理費用を引き上げることでいわゆるごみ減量に対する動議付け、インセンティブを期待するということでしたが、これは同じく、1,500円から3,000円引き上げられた時もおっしゃったと思うんですが、その結果はどう評価されているかというのとですね。あと、周辺施設との兼ね合いを考えて、配慮して6,000円にされたということなんですけども。周辺で言うとはですね、薩摩川内市とさつま町が6,000円でしたかね。一番リスクが高いというか問題な、水俣がトン当たり1万円なんですよね。4,000円高い。そこを考えたならこれで十分というふうに考えるかどうかですね。そこをお尋ねしたいというのと、あと、各事業所と収集業者はひと月契約料金で収集をお願いしているわけですけども、前回のときはですね、出水市は月6,000円だったものが7,000円にポンと引き上げられたと、阿久根市さんは据え置かれたと、長島は不確実なんですけれども、今回もこういうこと考えられるのではないかというふうに思うんですよ。ごみ減量がきちんと進まない以上はですね。であれば、行政がこれに対して何らかの事業所に対しての示唆をされるとか意見をされるとかそういうことは合わせてお考えでないか。まず、お答えください。お尋ねいたします。

(椎木伸一理事長)

中嶋敏子議員の方から3点に御質問をいただいたと思います。

1点目は今回の値上げによって、動議付け、インセンティブという説明をさせてもらいましたけれども、前回のときの評価はどうなのかというような御質問だったかと思います。先ほど、今回についても、見直しによる効果についても申し上げましたとおり、やはり、非常にですね、この料金が上がることでそのごみの減量化を努めていかないといけないということのインセンティブは発生するというふうに思っております、効果はあったものというふうに思っております。

それから周辺自治体との価格的なもので、料金的なもので、これで十分かというふうな御質問だったかと思いますが、これにつきましても、検討委員、いろいろ住民代表、事業所代表、専門家の皆様も含めての検討をしていただき、また、理事会でもそれを受けて検討した結果ですけれども、まあ、十分ということでの評価ということよりも、適当であるというふうには認識をしております。5年ごとの見直し、あるいは必要があるときは、随時検討していくというようなことでございますので、今回の改定につきましては、こういうことで御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、3点目につきましては、各市町それぞれごみ減量については取り組みが違いますけれども、その中でですね、事業者につきましてもそれぞれいろんな啓発を行ったり、広報を行ったりしながらしているところでありまして、そういった事業所への積極的な、また、減量についてのお願いも引き続きしていかねばならないと思っているところでもあります。

(中嶋敏子議員)

じんかいについても効果があったと評価をされましたけれども、ごみ減っていませんよね。

事業所ごみはむしろ増えていると思いますよ。そして、自分たちが決めた減量の目標計画ですね、そこまでも今の状況では達成しないというふうに考えるんですけども、何を根拠にそうおっしゃったのか答えていただきたいと思います。日本語を反訳するのに頭がどうにかなりそうでしたけれども、十分という評価より適正だというのがどういう意味なのかというを思うんですが、私は全く不十分だと思うんですよ。上げるのであれば周辺を考えたのであれば少なくとも水俣に合わせないと持ち込まれるごみは減らないと思いますよ。水俣が一番問題だというふうに思うんですけども、そこらの点での理事長のお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。三点目については各自治体の取組なんだということでここではよく答弁そらされることが多いんですけども。何しろ、その自治体の負担でこの行政もやられているわけですので、減量についてはですね、ただモラル頼みといいますか、事業所に対するお願いだけではどうしようもないんだという実態が示していると思うんですね。だから、もう少しやっぱり減らしていく展望などを示しながらこれは持ち込まれないと、利用者に対する単純な負担に終わるだけということになりかねないんじゃないかと私は考えるんですけども理事長は今回はそういう考えは配慮されなかったか、もう一回お答えください。

(椎木伸一理事長)

ごみの減量につきましてはですね、非常に地域だけに限らず、大きな課題であると、自治体の課題であるというふうに認識はしております。市民の皆様、あるいは事業所の皆様のご理解なくしては減量はなかなか進まないと思っております。この効果についてはですね、やはりその料金が上がることで事業所、あるいは住民の皆様のできるだけの減量化をしていかなければならないということはですね思っていただけというふうに認識しておりますし、また我々もそれを含めて周知をしながらの更なる減量化をお願いしていかなければならないと思っております。周辺自治体との兼ね合いにつきましてもですね、全ての市、町、周辺の自治体等の兼ね合いについて勘案しながら、その最上位に料金を上げるということも考えられますけれども、いろんなことを考慮しながら、住民に対する負担の増、あるいは企業に対する負担の増、そういったものを総合的に勘案した結果でのこういった料金改定の検討結果だというふうに理解しておりますので御理解を賜りたいと思っております。これからも、議員がおっしゃるようにごみ減量については最大の課題だというふうにとらえながら取り組んでまいりたいと思います。

(木下孝行議長)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています、北薩広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、総務委員会に付託します。

《日程第5 議案第5号 上程》

(木下孝行議長)

日程第5、議案第5号、令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算第1号について、提案理由を説明します。今回の補正予算は、職員の人事異動等に伴い給与費を調整するものです。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出から説明します。12ページをお開きください。今回、いずれの科目においても、人事異動、共済負担率の変更等に伴い給与費を調整するもので、第2款総務費では、7万4,000円の増額、第3款民生費では、19万円の減額、第4款衛生費では、397万5,000円の減額となっています。

これに対する歳入は、11ページの市町負担金で調整したところです。

以上が本補正予算の概要になりますが、今回の補正額は409万1,000円の減額で、これにより予算規模は、41億8,636万8,000円となるものです。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

(中嶋敏子議員)

二点ほど教えてください。人事異動による職員給与費の変更ですけれども、人事異動の中身についてお尋ねいたしたいというのと、理事長の説明の中でありました、共済掛率の変更に基づくものだという提案理由でしたけれども、そこについても分かったら教えてください。

(椎木伸一理事長)

人事異動につきましてはですね、職員一人一人の能力適正などを考慮したうえで、やっているわけがございますけれども、環境センターの本年度につきましては、現在の業務に加えて、移転作業等を並行して行う必要があるということでそういったことを勘案しながら、業務量等を勘案しながら適正な人員配置に変更したというようなことがございます。それと、共済費等につきましては合わせて事務局の方から答弁をさせます。

(柿木彰事務局長)

お答えいたします。人事異動につきましては環境センターがこれまで3人体制としておりましたが、本年度につきましては、先ほど理事長からありましたとおり、移転作業等を並行して行う必要があることから5人体制としたところがございます。2人増となったということでございますが、これに合わせ衛生センター及びリサイクルセンターは2人体制から1人体制となったところがございますが、兼務発令によりカバーできるよう応援体制を整えております。

また、共済率の負担率の変更でございますが、短期、厚生年金、長期経理等でございますが特

に短期経理等につきまして6.44ポイントの増ということでその分が共済費の負担増となっているところでございます。

(木下孝行議長)

他に質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略することに御異議ありませんか

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと、認めます。

よって本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

討論を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これから、議案第5号、令和2年度北薩広域行政事務組合補正予算(第1号)を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと、認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

《散 会》

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会します。第2日の会議は、7月31日に開きます。

お疲れさまでした。

午前10時30分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

令和2年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会会議録第2号

令和2年7月31日（金曜日）

会議の場所 出水市野田支所（旧野田町役場議会議場）

出席議員 10名

1 番	川 上 洋 一 議員
2 番	上須田 清 議員
3 番	池 田 安 彦 議員
4 番	竹 原 信 一 議員
5 番	北御門 伸 彦 議員
6 番	二階堂 猛 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	道 上 正 己 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将

理 事 川 添 健

議会事務

書記長 畠 山 義 昭

次長 華 野 順 一

事務局

柿 木 彰	事務局長
松 崎 浩 幸	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長
中 村 孝 文	総務課技術主幹
濱 畑 信 一	総務課主幹兼庶務係長（議会事務併任）
山 下 陽 一	総務課施設整備係長
松 本 修 一	総務課介護認定審査係長
竹 林 純 哉	施設管理課環境センター管理係長
中 川 淳 一	施設管理課リサイクルセンター主幹兼管理係長
西 田 清 一	施設管理課衛生センター主幹兼管理係長
西 村 典 剛	総務課施設整備係主査（議会事務併任）

付議した事件

一般質問

- 議案第4号 北薩広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定について（総務委員長報告）

午前10時00分 開 会

《開 議》

(木下孝行議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達しております。
これより、令和2年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会第2日の会議を開きます。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第1 一般質問》

(木下孝行議長)

日程第1、一般質問を議題とします。

本定例会の質問通告者は1名です。

これより、一般質問に入りますが、質問者の発言並びに当局の答弁はできる限り、重複を避け、簡明・的確に、また、通告外の質問や品位の保持等については、遵守されるよう望みます。

なお、再質問から一問一答方式とし、各議員の質問時間は40分以内とします。

また、質問に入る前に中嶋議員に申し上げます。質問通告の4番及び5番については、北薩広域行政事務組合において共同処理する事務に該当しない通告であります。関連事項として、本日質問を認めます。本来、構成市町において取り組むべき事項であることを念頭に、簡潔に質問をお願いいたします。

通告に従い、7番、中嶋敏子議員の質問を許します。

(中嶋敏子議員)

皆さんおはようございます。

今回の議会で、質問者1人になりましたけれども、お付き合いの程よろしく申し上げます。
マスクを外すことを許可してもらいましたので、そうさせていただきます。

それでは通告に従って質問させていただきます。ごみ減量につきましては、この間繰り返し取り上げてきておりますけれども、今回は環境センター等の施設使用料が見直しをされましたので、またこれをきっかけに、ごみ減量を実効あるものにするにはどうすればいいか、あらためて理事長はじめ、議員の皆さんと認識を共有することができればと考えまして取り上げました。よろしく願いいたします。早速通告に従って質問させていただきます。まず今回の施設使用料の見直しの理由と今回の見直し額の根拠、見直しによる増収見込みの内訳とその総額についてお伺いいたします。これは条例改正の質疑でもお伺いしておりますけど、確認もあり再度お伺いしますのでお答えください。前回の見直しでどのような成果があったか、今回の見直しで何を期待しているかお伺いいたします。ごみ減量のネックになっている事業系ごみについ

て、これまでも色々な取り組みをされていることは、この間の答弁等で承知していますが、なかなか目に見える成果に繋がっておりません。そこで、業種ごとの事業系ごみ、例えば銀行、郵便局、保険業等の金融系、外食産業やスーパー、コンビニ系、介護施設等もあるかとは思いますが、実態調査を実施して、ごみの質をつかむこと、そして、その上でその結果を広域及び構成自治体の広報紙等で公表して市民に知らしめる。こうすることで事業所ごみの分別減量につなげていく指導に生かせるのではないかと考えますが理事長の見解をお伺いいたします。

もう一つごみ減量の課題になっている生ごみの問題です。阿久根市は全市77の地区のうち8割超の63地区で家庭用の生ごみは分別収集されておるようです。事業所の生ごみはこれより先んじて分別収集されております。2市1町の中で唯一新焼却施設の供用開始時の計画目標量の達成が見えてきているのではないかと思います。全体のごみ量の6割超を占めている出水市は、電気生ごみ処理機に対する報奨金制度、リサイクル出前講座、前回答弁では使われていませんでしたが、生ごみ処理機キエーロの推進もされているかと思えます。長島町は同じく生ごみ処理機キエーロの推進、段ボールコンポスト等、昨年度まではモニターという形で担当課が何年か掛かりで200基くらい現在導入されて、4,300世帯で、今年度は要請があれば全額補助で実施する方針であると聞いております。これらの取り組みは一定評価はしますが、現状は生ごみの大半、とりわけ事業所の生ごみは可燃ごみとして環境センターに持ち込まれているのが実態ではないかと考えます。コロナ禍や異常気象によるものと思われる地球温暖化がもたらす大災害に世界中が危機に瀕しているとき、このまま生ごみを焼却場に持ち込んで燃やしてよいのか、これまでの延長のまま続けてよいのか、問われているのではないかと思います。理事長の認識をお伺いいたします。平成29年度トン当たり施設使用料が1,500円から3,000円に引き上げられたとき、出水市の場合、私が契約している収集業者の場合ですけれども、事業所の契約料が1か月6,000円が7,000円に引き上げられました。阿久根市はこのとき据え置きだと聞いております。長島町はお聞きしたところ、値上げをされたそうであります。今回の施設使用料の見直しによる事業所への影響に配慮し、ごみ減量効果をより実効あるものにするために、資源物と可燃物の排出割合で契約料金に差をつけるよう収集業者に指導・助言できないかお伺いいたします。今回の見直し、トン当たり6,000円は、一番近い生活圏を共有していると言われている水俣市の1万円より4割もまだ安い料金設定であります。まさに4割引き大バーゲンではないかと思えます。これで搬入が防止できると考えておられるか理事長の見解をお伺いして1回目壇上からの質問を終わります。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。

中嶋敏子議員のごみ減量に関する質問にお答えします。

まず、施設使用料の見直しの理由と今回の見直額の根拠、増収見込等についてお答えします。今回の見直しは、平成27年度に設置した「ごみ処理施設等使用料見直し検討委員会」から、今後については、概ね5年ごとの検証・見直しが必要であること。また、新焼却施設稼働時は、新しい施設に見合った使用料に改定することの提言があったことを踏まえて見直したものです。次に、見直額の根拠ですが、今回、新たに設置した使用料見直し検討委員会からは、ごみ処理原価及び周辺自治体との料金を比較検討された上で三つの改定案が提示されました。最終

的には、周辺自治体とのバランス、住民及び事業者の理解が得られる改定額として、検討委員会の中で最も支持の多かった税別10キログラム当たり60円とする条例改正案を提案したものです。また、個人で持ち込む生活系ごみは、100キログラム以下の少量持ち込みが多い実態を踏まえ、負担軽減を図るため、100キログラムから10キログラム単位としたものです。次に、増収見込額の内訳及び総額ですが、令和元年度の搬入実績による試算では、環境センター及びリサイクルセンターを合わせ、総額で約3,230万円の増収見込みとなり、内訳は、環境センター分が、約3,104万円、リサイクルセンター分が約126万円の増となります。次に、前回見直しの成果及び今回見直しで期待することについてお答えします。まず、前回、平成29年4月見直しの成果ですが、改定前の平成28年度と改定後の令和元年度の可燃物と不燃物の搬入実績を比較すると、不燃物はほぼ横ばいですが、可燃物については、102トンの減少、特に事業系ごみについては、326トン減少しており、一定の成果があったものと考えています。次に、今回の見直しで期待するものは、最終的には一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の促進を目指すものですが、具体的には、住民が処理費用を意識し費用負担を軽減しようとする動機付けが生まれ、可燃物や不燃物の分別促進や資源回収量の増加により、排出抑制効果や再生利用の促進が期待されること、排出量に応じた費用負担の公平化が図られること、周辺自治体との均衡をとることで、構成市町外からのごみ搬入防止が図られること、事業者の自己負担責任による処理が図られることが期待されます。

次に、業種ごとの実態調査についてお答えします。業種・業態別事業系一般廃棄物の排出実態調査については、既に他の自治体による調査結果が、公表されており、特段、管内における実態調査の必要性は考えていません。他自治体の結果を参考にしながら排出事業者及び許可業者に対し、産業廃棄物の適正な処理ルートへの誘導、資源可能な紙類等のリサイクルルートへの誘導、食品ロスの削減等、引き続き適切な指導を行っていきたいと考えています。

次に、生ごみの減量についてお答えします。具体的な対策は、基本的には構成市町である各自治体の課題ではありますが、既に、各構成市町においては、実情に応じ鋭意取り組んでおり、今後も引き続き連携して生ごみ減量対策を講じていきたいと考えています。

次に、ごみの搬出割合に応じた収集料金についてお答えします。収集業者による事業系ごみの料金については、収集業者と事業者との住民による契約であり、行政は介入すべきものではないと考えています。

次に、他市からの搬入についてお答えします。今回の見直額では不十分との御質問ですが、料金の見直しは、住民や事業者の方々へ直接、影響を及ぼすもので、改定に当たっては、実際に負担する住民や事業者の方の理解が得られるものでなければならぬと考えています。今回の見直額は、費用負担の公平化及び周辺自治体とのバランスの取れた妥当な額であると考えています。なお、検討委員会からは、原則5年ごとに使用料の検証・見直しが適当であるとの提言もあったことから、今回の見直しによる影響、施設の維持管理費等を精査したうえで適時、見直しを図っていきたいと考えています。

ごみ減量化を図るためには、今回の料金改定のように、ごみの処理・再生コストを適切に反映していくことも必要ですが、住民・事業者・行政の役割分担を明確にし、排出抑制策を含めた減量化に関する総合的な施策を推進することが重要だと考えています。引き続き資源となるごみの分別収集やごみ減量化に関する教育・啓発活動等を行うとともに、事業系ごみについては、構成市町と連携し必要に応じ組成調査等を行い、排出事業者及び許可業者への適切な指導

を行っていきたいと考えています。

(中嶋敏子議員)

答弁ありがとうございます。

ここにですね出水地区ごみ減量推進協議会の設置要綱というのがあります。これは平成24年11月1日から施行するとなっているものであります。この目的を見ますと、第2条ですね。「この会は阿久根市、出水市及び長島町の2市1町（以下2市1町という。）における住民、事業所及び行政が一体となった、ごみの減量化、再資源化等について調査、研究及び啓発活動を行うことにより、2市1町におけるごみの減量対策の推進に資することを目的とする。」とされています。第3条の協議事項のところでは、「この協議会が協議するものとして、ごみの減量に関すること。資源分別及び再利用に関すること。ごみの排出マナー及び意識向上に関すること。ごみの不法投棄防止に関すること。前号に掲げるもののほか、ごみの減量、資源化等の推進について必要な事項」とされているようであります。組織としては15人以内とされ、この中に当組合の事務局長及び施設管理課長が含まれております。これは今現在どういうふうになっているのか、機能しているのかお答えください。

(椎木伸一理事長)

ごみ減量協議会の現在の運営状況についてですけれども、具体的な内容については、事務局長の方から答弁をさせます。

(柿木彰事務局長)

お答えをいたします。お尋ねになりました地区ごみ減量推進協議会の活動状況でございますが、ご指摘のとおり平成24年度に設置をされて活動をしております。活動履歴を確認しますと、29年度までは開催した記録がございますが、30年度以降については活動していない状況でございます。これにつきましては地区の協議会がありまして、構成市町においても、それぞれの市町ごとに推進協議会が設置されているところがございますが、出水市におきましては、環境にやさしいまちづくり推進協議会に統合され、阿久根市におかれましても生ごみの推進に一定の効果があつたということで開催されていない状況でございます。

(中嶋敏子議員)

開催されていない理由として、今おっしゃったんですけど、これは2市1町でですね、お互い連携しながら取り組む、会として貴重なものではないかと思うんですけど。進んでいるところ進んでないところ、お互い情報交換したりとか、学びあったりしながらですね、構成自治体のごみを減らすのは、自治体の業務とはなっていますが、そこらが連携してやっていくうえで、非常に大きな役割を発揮するところではないのかなと、その意味で作られたのではないのかなと私は認識しているわけですが、それが、それぞれの自治体の都合といいますか、やっていることがあるので開催されていないというのは非常に問題じゃないかなと思うんですけど。その年からごみ減量大作戦も実はやられておりますよね。その中で、ごみ減量大作戦のもたらす効果といいますか、その狙いというのが今、非常に大切な課題になっているのではないかなと思うんですけど。当時はまだ新焼却処分場の規模が問題になってたところかなと思います

ので、4つごみを減量すると、こうゆう効果につながるんですよというのが述べられておりますよね。新焼却処分場の規模縮小、新焼却処分場の維持経費の縮減、地球温暖化防止効果、最終処分の延命化につながると、こういうものでしたけれども、ここもこの協議会の設置と同時に大事なこととしてこの作戦が持ち込まれているものと私は理解しているんですけども、ここも含めてですね、なぜ機能していないのか、今後どうされるつもりなのか、そこらも含めてもう一度お尋ねいたします。

(柿木彰事務局長)

地区の協議会でございますが、各構成市町の委員の方がメンバーとなっております。各構成市町においては各委員の任期が切れておりまして地区の開催ができていない状況でございます。この件につきましてはですね、広域の中には衛生部会と、各衛生担当課長をメンバーとする会議がございます。今後の在り方についてですね、一度協議の場を設けたいと考えております。

(中嶋敏子議員)

是非それをやっていただきたいというのは、まあ例えばこの新焼却場の供用開始時におけるごみですね、計画目標量というのをそれぞれ決めておられるわけですけども、今、この目標に到達できる実績を上げているのは阿久根市だけではないかと。出水市と長島町はだんだんこの計画目標量から逆に離れていっている実態があるのですよね。であれば、その二市一町の協議会の中で、阿久根市さんがやっていることを学んだり、共有できないかとか、そういうことを含めてですね、ここらで是非、協議をしていただきたいなど、私はできるんじゃないのかなど、それがこの設置要綱の目的にもあることではないかなというふうに考えるんですけども、そういった方向でもう一回再検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(柿木彰事務局長)

中嶋議員からの御指摘につきましては、要望として衛生部会の中で審議したいと考えております。

(中嶋敏子議員)

是非前向きに進めていただきたいということを、強く要望しておきたいというふうに思います。あの、事業系ごみですけども、このほとんどが資源物だというふうに全国の調査では言われております。一般的に考えてもですね、家庭ごみと比べて異物の混入や汚れも少なくして資源化に向いていると言われております。ある自治体に調査では、これは先ほど、理事長もおっしゃいました、これまで全国の調査があるので、それを踏まえて今後やりたいみたいな答弁をされましたけれどもね、それぞれの地域でまた若干違うというふうに思うんですね。まあでも銀行、保険会社、郵便局を始めとした金融機関系といいますか、そういう事務所などからは、大量の紙ごみが出されていると。で、大きな飲食店とか外食産業ですね、これは当然ですけども大量の生ごみが出されていると。で、スーパー、ホームセンターなどからは、段ボールとかプラスチックとか紙などの容器包装材、介護施設等からは紙おむつなどが非常に容量を占め

るのかなというふうに思うんですね。極端に言えばですね、事業系ごみのほとんどが、分別することで資源として活用できる資源物だというのが全国調査の中で出されているというふうに私は捉えております。この実態をですね、正確に調査、把握してその事業所の実態に合わせた独自の取り組み、対応策ですね、それを求めていくということが考えられるじゃないかというふうに思うんです。全国の自治体ではですね、条例まで作って、焼却現場に持ち込まれた事業系ごみの搬入車両をですね、厳しくチェックをして、資源物が混入している場合、その場で直ちに持って帰らせる等の手だてを取って事業系ごみの大幅削減に成功しているところも沢山あります。他にもあります。究極的には条例制定をすることかなと考えますけれども、その前にですね、先ほど言いました事業系ごみの組成を調査把握して、議会とか市民に公表する。そのことですね、事業所ごみの減量に繋げている事例は全国でいくつもあるんですよ。だからそこらをですね、踏まえたうえで、まあそういう全国調査もしてますと理事長おっしゃいましたけれども、事業系ごみの減量化への対応でね、まず必要なことではないかというふうに考えますけれども、そのための予算措置も取ったうえでですね、今回増収効果も見込まれているようですので、その予算などを使って、そういう実態調査をですね、まずやっぱりやるべきじゃないかと。事業所名は明らかにする必要はないわけで、業種ごとのですね、ごみが、こういう施設からはこんなごみがこれだけ出されているということを市民に知らせることで、事業所の分別に対する意識付けに繋がるのではないかというふうに考えますけど、その点理事長のお考えをお聞かせください。

(椎木伸一理事長)

はい。中嶋敏子議員が御指摘のとおりですね、この業種ごとの実態調査による組成の概要の中身をですね、事業所の方に十分理解し、あるいは市民に皆様に理解してもらいながらの減量ということは非常に重要なことではないかなというふうに思うところでもありますけれども、新たにこの地区において業種別のごみ組成の調査、実態調査をするということについてはですね、これまでも他市の調査が実施され公表されておりますので、そういった公表された状況、傾向等をですね、十分参考にしながら今後も引き続き事業所等への適切な指導を行っていきたいというふうに考えているところです。

(中嶋敏子議員)

全国的な傾向をつかむうえではですね、今理事長がおっしゃったそれで良いと思うんですけど、この地域でどうなのか、その実態がどうなのかというのはそれぞれの地域で違うと思うんですよ。先ほど事業者と収集業者の民民契約のことにも触れられましたけど、収集業者の皆さんに私は何社か聞き取りをしてきましたけれども、事業所はですね、ごみを搬出することが終末処理だというふうに考えていると。他の業務に追われているので、そのまま持っていってもらえるから、収集料金だってそんなに高くもないしということでしょうかね、そっちの方が人件費を使って分別するよりも安上がりだということで、お願いをしたり、モラル頼みでですね、分別をお願いしますという指導をいくらしても機能しないと思いますと。それはこれまでもずっと見てきておりますということを言われたんです。だから何らかのですね、手を打たないとそれは業者に対する新たな手立てにはつながらないというふうに考えるんですけれども、理事長その点いかがでしょうか。

(椎木伸一理事長)

はい。収集業者におけるその事業所系のごみの料金については、おっしゃったとおり、答弁いたしましたとおり、個別のですね、民民による契約であるというふうに思っております。ただこの事業所系のごみをですね、今、地域では4割くらいの率を占めていたかと思えますけれども、これをもっともっと低くしてですね、通常のところの2割から3割、そこまで減らしていく努力をしないといけないということについてはですね、中嶋議員の御指摘のとおり、いろんな努力をしないといけないというふうに考えておりました。現在でも環境センター等において、抜き打ちでパッカー車等の中身をですね組成調査等も実施しておりますので、そういったことも引き続き実施しながら、できるだけ努力をして事業所系のごみを減らすようにしていきたいというふうに考えております。

(中嶋敏子議員)

いいですか。抜き打ち検査の件はですね、他市からの搬入の実態調査も含めてされているというのは聞いております。前回質問したときにですね、年間の総搬入台数とそれと抜き打ち検査をされた台数がどれくらいありますかというのを聞いたら、そのときは手元にその資料が無いので、後でお答えしますということで、そのままだったんですけども、今改めてそれをお尋ねいたしますけれどもお答えください。

(柿木彰事務局長)

搬入台数に占める調査台数ということでございますが、平成30年度の実績で言いますと搬入台数が全体で7,013台、それに対します調査台数としましては、32台、率にして、0.46パーセントでございます。この32台の根拠でございますが、許可業者、1業者当たり、1台程度ということで調査をしております。またこの調査に係る人数が、職員対応ということで、1日に対応可能な台数というのが、1台ということでこの台数でしております。また、この成果についても併せて答弁をしますと、調査をして指導した業者については、確実に翌年度減少をしております。この調査については、効果あったものというふうに認識しております。

(中嶋敏子議員)

そうですね。搬入実績調査については、私も全国の調査などからしてもですね。実績が上がっていると事業所ごみ減量につながっているという例はいくつもあるようですので、それはそういうふうに思います。ただ非常に少ないと思うんですよ。件数がですよ。0.46パーセントと言われたんですかね。だからそれだけではですね。不十分で、当初の期待にかなうだけのものですね、他市からの搬入も含めて、期待できるのか疑問があるんですね。全国の例ではですね。ごみ検査機、ベルトコンベアーに乗せて、ごみを展開調査をするそれを導入してですね。やることで、非常に実績を上げてる所もいくつかあるんですよ。だからそれがどれ位するものなのか、導入する考えていうか、そういうことをやってでも、減量に結び付けていかれる考えはないかですね。色々やられているのは、私も理解するし、評価をしたいとは、思うんですけども。実績として、そうになってないですよ。事業所ごみがですね。4割を占めるというのは、全国的には、異常なんですよ。だから、全然事業所に対する実効性のある指導がな

されていないという結果だと言われても仕方がないんじゃないかと思うんですね。だから先ほど言われた搬入調査ですね。抜き打ち調査が、非常に効果を奏していると。そうであれば、全数調査をやる。1 か月間なら、1 か月間とかですね。また、そういうことをやるか、それかさっき言いました。ベルトコンベアーを導入して、そこで展開調査をやるというふうな事を検討はされる気はないか、お答えください。

(柿木彰事務局長)

今、中嶋議員からございましたとおり、他の自治体においてはですね。ベルトコンベアーの所に降ろさせて、そこでチェックをしているという自治体もあるようでございます。新環境センターの設備につきましてはですね。ごみピットヤードが、ベルトコンベアーは設置してございませんが、かなり充実をしております。新焼却処理場におきましてはですね。この展開調査、組成調査もやりやすくなるのではないかと考えております。回数についてはですね。どの回数が、当然、人海処理になりますので、人の手を使っての調査になりますので、回数どの程度が適当なのかですね、また、衛生部会等ですね。審議をしたいと考えております。

(中嶋敏子議員)

事業所へですね。いろんな機会をとらえて、分別したり、資源化できるものはリサイクルしたりとか、そういう指導は、いつもされているというのは、私も承知している訳ですけども。それが、実際の結果として現れていないですよ。今、業者の方から収集業者の人に聞いたらですね。ごみが近頃増えてきているのが、コンビニだそうです。コンビニ。今コロナ禍の影響で、外食を控えて自宅で食べる中食というんでしょうか。それが非常に増えてきてて、コンビニ等を活用する方が増えてのかなと思うんですね。コンビニの方もこれまでは、コンビニは割引はしないというのが、鉄則だったと聞いておりますが、夕方近くなったり、搬入してから時間がたった物は、安くしたりして、なるだけ販売する。廃棄に回さないようなですね、努力はされてるんですけども、それでもやっぱり、食品残渣含めて、廃棄に回って行くのが多いと思うんですね。阿久根市さんの場合は、その中の生ごみは、堆肥化処理施設の方に持ち込まれる訳でしょうけど。出水市の場合はですね。今、有線でごみは水切りして出しましょうというのを有線で放送されたりしていますけど。生ごみは、重量比で大体30パーセント位を占めるんですかね。その中の80パーセントは水分と言われてますから、水切りをしてくださいというのを家庭に言われるのは、適当だと思いますけども。量的には、事業系のそういう外食産業も含めて、そこらから出るのが非常に多い訳ですね。それをそのまま焼却場に持ち込んで良いのかというのが、問われてきてる訳ですけど。そこらについての、このままの考えでいいのか、事業系の中でのごみ減量と、事業系の中に占める生ごみの処理についての考えですね。お示してください。

(椎木伸一理事長)

家庭ごみの生ごみについては、先ほど、御披歴いただきました様に、約8割は水分でありまして、そういった状況の中でのですね、色々、地域住民の皆さんへの啓発は行っているところですが、事業所系の中でのそういった物についてはですね、それぞれでの色々な税務署での会合でありますとか、そういった所に出向きまして、事業所に直接説明をしましたり、色々な機

会をとらえましてですね、この生ごみの食品ロスの減少でありますとか、そういったお願いをですね、機会あるごとに、行っているところでありますけども、今後もどのような形での啓発が良いのか、そこも含めて、継続的に検討しながら、努力していきたいというふうに考えております。

(中嶋敏子議員)

啓発するのは分かりますけども。啓発はこれまでもずっとしてされてきたけども、機能してない訳でしょう。だから、減らない訳でしょう。そしてとりわけ今コンビニからの、搬出が非常に増えているというのが、収集業者の皆さんが、口を揃えておっしゃったんですよ。だからそこらについてもですね、やっぱり、管内の新たな今の実態に合わせた調査も踏まえて、事業所ごとの指導というか、それは、私は絶対に必要だと、これが基本じゃないかというふうに考えております。よその分を、全国的な傾向をですね、当てはめるというのは、ちょっとおざなりではないかなというふうに思います。生ごみについてはですね、例えばの話ですけども、阿久根の処理業者の皆さんの所ですね、出水市の衛生部会の方々が、視察研修に行かれて、出水の生ごみもここに持ち込んで、処理できないのかと、そのパイは無いのかと言ったら、パイはありますと、受けたらできないことはないですというふうに、やり取りがあつてるようなんです。一斉にというのはいかないけど、とりわけ一番近い野田町からですよ。モデルケースとして、協議をして、やってみるという方法も考えられるのではないかなあ、妥当じゃないかなあと、衛生部会でもそういう話も出ているということでもありますので、理事長の考えをお聞かせ下さい。

(椎木伸一理事長)

以前でもそのような御質問をいただいたと思っておりますけども。それぞれ構成市町においてはですね、それぞれの市町のいろんな実情に応じての生ごみ処理の取り組みをしている訳でありまして、今後もそういった事を踏まえながらですね、できるだけその計画目標に近づけるように、減量化には取り組んで行かなければならないというふうには考えております。

(中嶋敏子議員)

私も何回も取り上げています。何回もその答弁を聞いております。しかし実際機能していない。実態でしょそれが、だからどうするのかを質問しているわけですよ。だから地区のゴミ減量推進協議会がですね、地区内のゴミ処理について、お互い連携したり、協力したり、協働したりして減らす方向に持っていきましょう。これは理事長も皆さんも私どもも、市民も皆さんも思いは一つだと思うんですよ。そのためにはどうするのかってことで、可能なできるあらゆる手段、方法を検討して実際の減量に結び付けていく実効ある取り組み、これが今求められているんだというふうに思うんです。阿久根市さんのキロ当たりの生ごみの処理料金はキロ当たり17円台なんですね、非常に安いんです。ちなみに日置市の例を聞いてみたらキロ当たり26円40銭なんですよ。非常に良心的な価格設定で行政市民に協力をしてくださっていると思うんです。私もここは何回も勉強に行かせてもらったりしております。奥の方にも出水市に連なる土地もですね、まだ、大分、残っているんです。理事長も一回ぜひ見に行ってくださいと言って、見に行ってみるとおっしゃったんですけど、実際見に行かれたのかそのことも含

めてですね。実効ある対策のためにはあらゆる手立てを採ることが考えられるのではないかと、これまでの延長では実効性は出ないんじゃないかというのが私の考えなんですけど、その点お答えください。

(椎木伸一理事長)

阿久根市の生ごみ処理の件につきましては、私自身は、まだ、行けておりませんが、先ほど申しましたようにそれぞれの市町の実情に応じての取り組みをしております。議員がご指摘のようにどのようにすることが実効性あるごみ減量につながるのかそういったこともですね、今後勉強しながら、できるだけこの目標値に近づける努力をしていきたいというふうに考えます。

(中嶋敏子議員)

またそれは期待と願望だけに終わるのではないかと考えるのですけれども、お隣の水俣市もですね、キエーロ導入には非常に積極的ですね。1万2千世帯のうちの今9.5%、千台の目標を突破して、当初の10割普及の目標に到達しそうだという話でした。それは家庭用ごみでは効力があるけれども、事業所からのゴミとか自分のところに設置できないところとか、というのについてはですね水俣市さんの場合は業者に分別収集してもらってし尿の処理と芦北の山の奥で処理していますよね。それはやっぱり併用してやられているわけですよ。水俣市がおっしゃったのはやっぱりそのキエーロもですね、本人負担、住民負担があるとなかなか進まない、だから住民負担をなしにした方が進みますよということで、あそこは5年間の貸与方式をとっていらっしゃる。長島町さんは無償譲渡をして2、3割台を目指したいという話もあります。そこでですね、このままでは目標値の到達に程遠いのが実態ではないかと思しますので、そこらも含めて衛生部会なのか2市1町の協議会なのか、そこらのところでぜひこういう意見、提案もあるということで議論していただきたいと考えておりますけど、少なくともそれはやれるでしょうか。生ごみについてはそれぞれの構成自治体だとはわかっていますけれども、実績を上げているところと、そうでないところと差が出ているわけですよ。だからやっていらっしゃるところの経験で学べることもあるんだったら取り入れていくのが妥当じゃないかと、それが2市1町でやってるメリットでもあるんじゃないかなというふうに、私はなぜこれをやらないのかいつも不思議なんですけど、そこらについても、理事長、今後そういうところで私の意見提案について協議していただけるのか、確認を含めて答弁してください。

(椎木伸一理事長)

中嶋議員からご指摘いただいた件に、先ほどから事務局長も答弁させていただいていますが、衛生部会の方ですね、先ほどの調査についてもですね、組成調査についてもどのくらいができるのか等を踏まえ、今ご指摘いただいた件につきましてもですね、生ごみの減量化につきましても、衛生部会の方でどのようなことができるのか、具体的に検討させてみたいというふうに考えます。

(木下孝行議長)

中嶋議員、政策的なことは各々の各議会の中で質問を簡潔に、議会の冒頭でも申しましたよ

うに、今回特別に、認めておりますが、簡潔にお願いいたします。

(中嶋敏子議員)

3番目に関する質問だと思っておりますが、何しろ、でも減らすんだということは、構成自治体、ここ、同じ目標に向かっていると、そのために、協議会等を設置されているわけですよ。自由な論議をさせていただきたいと思えます。続けます。

(木下孝行議長)

広域は共同処理に関する質問を議論する趣旨ですから、各々の自治体の政策的なことは各議会の中で政策的なことは質問してもらいたいと思えます。

(中嶋敏子議員)

わかりました。搬入量の施設使用料の件ですけれども、国はですね、この事業所からの搬入量についてはなるだけ高く設定しなさいというふうに言っているようですけれども、そこについてはそういう指導が国から指導助言が来ているのでしょうか。設定についても事業所と生活系とを差をつけるというやりかたもあると思うんですよ。例えば曾於市が事業者が持ち込む搬入使用料はトン当たり2万円という設定しています。一番県内でも高いですね。そうするとここはですね事業所ごみの割合が19.8%と非常に低いんですよ。だからやっぱり施設使用料と事業所ゴミには関連性があるんじゃないかと思えますが、そこら国からの通達とか指導とかあるのか教えてください。

(柿木彰事務局長)

国からの通知等については確認が取れておりません。ただあの先ほど中嶋議員からありました、事業系と生活系で料金の差をとということでございましたが、このことについては使用料検討委員会の中でも議論されたところでございます。他の自治体においては事業系を生活系と偽って持ち込む対応に苦慮しているということもありまして統一料金が良いと意見をいただいたところであります。

(中嶋敏子議員)

そのための搬入実態調査でもあるかなというふうに思えます。今回の施設使用料の見直しでこれまで1,500円と超格安だったのが3,000円になり、そして6,000円、倍々ゲームできているわけですけれども先ほど申しましたようにね、一番問題の水俣市がトン当たり1万円ですので、ここからの搬入防止にはつながらないんじゃないかというふうに思うんです。だから私は今回思い切って水俣市に合わせた料金設定が必要だったのではないかというふうに考えるのですけれども、今、その協議会からの答申を受けてそういうふうになったということなんですね。どうしても1万円と6,000円では4割引きになりますから、1万円で収集したのを、ここにもってきて6,000円といたら、そこで4,000円の差益があるわけですので、当然持ち込まれるということが、考えられると思っております。少なくとも水俣市並に引き上げをしないと十分な減量効果は期待できないのではないかと私は考えるのですけれども、理事長自体はその答申を受けての事だとおっしゃいましたけど、そこについてはどうい

う考えをお持ちかお答えください。

(椎木伸一理事長)

先ほど、事務局長が答弁しましたように、同一料金が良いという検討委員会からの御意見を踏まえてのことでございます。生活系のゴミにつきましては少量の持ち込みがほとんどで、100キロ未満がほとんどで、その中で40キロ未満になればですね、これまでよりも安くなる状況になります。事業所系については倍になるわけですがけれども、そういったことで受益者負担のですね、原則に基づいた費用負担の公平性が図られた料金体系であると思っております。近隣の市町とも比べましても、水俣市はおっしゃるとおりでございますけれども、その他につきましてはほぼ同額でございます。そういったことからまた今後いろんな状況を勘案しながら5年ごとあるいはいろんな事情があればですね、その前でも検討したいというふうに思っておりますので、状況を把握しながら実態を見ながら対応したいというふうに考えます。

(中嶋敏子議員)

ぜひ、そうしていただきたいというふうに思います。何回もごみ減量についてはもちろん、構成自治体も含めて、私は取り上げてきているわけですがけれども、これは、結果として、成果に十分つながってきていないというのがあるので、繰り返しどうすればいいのかということで認識を同一にしたい、一致させたいという思いで、ずっと質問をし続けております。今度の使用料の見直しでですね、阿久根市、出水市、長島町、これまで前回据え置きだったところも含めて今回全部契約料金を上げますというふうに言われました。そのことが事業所ごみの減量にですね、つながることを非常に期待したいんですけれども、やはり、これまでの前例とかですね、メツがあるのかどうなのか知りませんが、そういうことにこだわらずにですね、実効性のある方法にてつについてはお互い情報交換したり、真摯に学び合ったりしてですね、実効性のある結果を出していくということが、今、全国で大きな災害をもたらしている地球温暖化のですねそれぞれの地域でやれることの積み重ねだと私は思いますので、そういう姿勢での取り組みを期待して今回の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

《日程第2 議案第4号 上程》

(木下孝行議長)

日程第2、議案第4号、北薩広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ここで、総務委員長の審査報告を求めます。

(竹原信一総務委員長)

議案第4号について委員長報告をいたします。

4件の質疑がありました。全て、中嶋議員の質問と事務局長の答弁です。「料金改正による増収額」の問いには3,000万円の増収が見込まれるとの答弁でした。「水俣市は100キログラムあたり1万円であり、当組合の料金を3,000円から6,000円に上げても4,000円の差がある。地域をまたがって営業している業者はたくさんあるので価格を合わせないと地域を超えての持ち込みごみが減らない。どう考えるか」の問いには「検討委員会で、ま

ずは薩摩川内市、さつま町と同じレベルの料金に改定をしようとする最終的には至った。ゴミの持ち込みについては、その場で広げさせて他市のゴミが入っていないか調査をして指導をしている。今後も徹底していく必要があると考えている。」との答弁でした。増収の3,000万円を事業所の調査に使うべきではないか」との問いには「衛生部会で取り上げていきたい」との答弁。事業者ゴミの収集価格についての質問には「事業者一収集業者間の契約額は把握していないが把握の必要があろうかと思うので構成市町に問い合わせたい」との答弁でした。質疑の後、中嶋議員から「ゴミ減量に、努力は評価するが不十分であり見直しが必要である」との反対討論がありました。

表決は賛成多数でした。報告を終わります。

訂正をいたします。ごみの価格について、「水俣市は1,000キログラム1万円であり」というふうに訂正をさせていただきます。

(木下孝行議長)

これより、総務委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を許します。

(中嶋敏子議員)

ただいま、提案されている件ですけれども委員長報告にもありありましたし、私も先ほどの一般質問でも申しましたけれども、料金改定をですね、この間ずっと意見を述べ、提案をし続けてきておりましたけれども、1,500円だった超安値が3,000円に値上げをされ、それが今回、6,000円に見直しをされるという努力については評価をしたいと思っておりますけれども、最も近い生活圏を共有している水俣市がトン当たり1万円ですので、この持ち込みについてはですね、完全に阻止することはできないのではないかと。調査もされているということでしたけれども、これもこれまでの実態では不十分で機能していないんじゃないかというふうに思います。新焼却施設についてはそこについても新たな取り組みが可能になる設備もついていることですのでそこに期待をしたいと思っております。国もですね、事業所の使用料についてはなるべく高く設定しなさいと、そうすることで事業所がごみを減量したり、リサイクル・分別をすることにつなげなさいという指導提言をやっているようであります。今回の6,000円については、一定努力は評価するものの、実効性としてはなかなか期待できないのではないかと。ということで、この見直しをするべきだというふうに少なくとも、水俣市に合わせるべきではないかというふうに考えます。今後、協議をしていきたいということですので、そこに委ねたいという思いもありますけれども、今回の見直しについてはそういった問題を残しているということを申し上げて、反対したいと思っております。

(木下孝行議長)
ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)
討論なしと認めます。よって、討論を終結します。
これから、議案第4号、北薩広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。
本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

起立、多数です。
よって本件は、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉 会》

(木下孝行議長)
以上で、本日の日程は全部終了しました。
よって、本日の会議を閉じ、これをもって、令和2年北薩広域行政事務組合議会第2回定例会を閉会いたします。

午前11時04分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

